

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の減免措置について

新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

1 減免額

1カ月当たりの基本料金	
種類及び用途	基本料金
家事用	1,678円
業務用	1,678円
病院用	1,678円

メーター使用料	
口径	使用料
13mm	74円
20mm	149円
25mm	159円
30mm	224円
40mm	288円
50mm	1,494円

〈例〉 一般家庭の平均的な使用水量（メーター13mm 使用水量 20m³ の場合）

【減免前】 水道料金 3,702円/月

【減免後】 水道料金 1,950円/月 （△1,752円/月）

減免前の金額から減免額を差し引いた額で請求させていただきます。

2 減免期間

令和4年7月検針分から12月検針分まで（6ヶ月間）

◎お問い合わせ

日高町役場上下水道課

電話 0738-63-3805